建設副産物　Ｑ＆Ａ　「行政報告はどこに出せば良い？」

Ｑ.　紙マニの行政報告はどこに出せば良い？

Ａ.　都道府県又は政令市ごとに提出が必要です。

全国の都道府県
または政令市一覧
合計113（47都道府県+66政令市）
（平成26年4月1日現在）

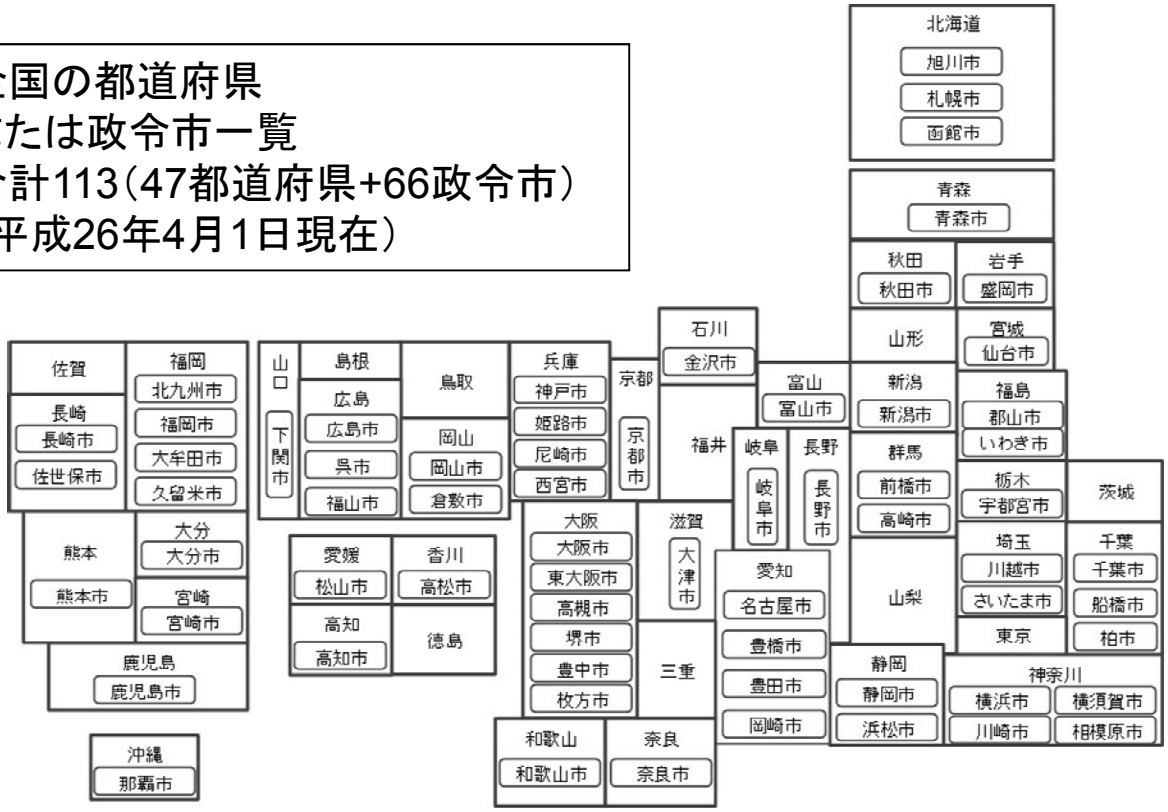

◇紙マニフェストの行政報告期限は6月30日です

廃棄物処理法では、排出事業者は前年度のマニフェストの交付状況等を6月30日までに各都道府県又は政令市へ報告することが義務付けられています。

この提出する都道府県又は政令市とは、排出事業者の所在地ではありません。排出事業場の所在地になります。そのため、神奈川県の場合、神奈川県内全域に建設工事現場が点在する場合、横浜市内の現場の分は横浜市へ、横浜・川崎・横須賀・相模原市以外の現場はすべてを神奈川県へまとめて報告しなければいけません。

神奈川県で収集運搬の許可を取っているので神奈川県に全部まとめて報告するといったことはできないので注意しましょう。

参照：廃棄物処理法第十二条の三　第7項

今回のポイント

提出先は排出事業場の所在地の都道府県又は政令市！

一般社団法人　日本木造住宅産業協会